

今回は『高額医療・高額介護合算制度』について説明します。

この制度は、「医療」と「介護」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するためのものです。1年間に支払った「医療にかかった費用」と「介護にかかった費用」の自己負担を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

各医療保険の自己負担額

「月額」で限度額が設けられています

介護保険の自己負担額

「月額」で限度額が設けられています



高額医療・高額介護合算制度

それぞれ合算し、「年額」で限度額を設けます

※医療保険および介護保険の自己負担限度額(月額)を超えて支給された金額は除く。 ※食費・居住費や差額ベッド代については合算の対象外。

◆ 限度額について

年齢や世帯の所得に応じて限度額が決まります。

自己負担限度額(年額:毎年8月1日~翌年7月31日)				
		①	2	3
所 得 区 分		長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)	国保または被用者保険 (70~74歳の方がいる世帯)	国保または被用者保険 (70歳未満の方がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円【89万円】	67万円【89万円】	126万円【168万円】
一 般		56万円【75万円】	56万円【75万円】	67万円【89万円】
低所得者	Π	31万円【41万円】	31万円【41万円】	
(住民税非課税世帯)	I	19万円【25万円】	19万円【25万円】	34万円【45万円】

※平成21年度は経過措置として16カ月(平成20年4月1日~平成21年7月31日)で計算するため、【 】 内の金額です。ただし、経過措置期間の限度額を超える額より、平成20年8月1日~平成21年7月31日の限度額を超える額が大きい場合は、大きい額を支給します。

<所得区分について>

|現役並み所得者| ①および②は保険証または受給者証の負担割合が「3割」となっている場合

③は合計所得600万円以上の場合

一 般 住民税課税世帯で他の所得区分に属さない場合 低 所 得 者 Ⅱは住民税非課税世帯で低所得者 I でない場合

I は住民税非課税世帯で世帯全員の所得が一定以下(年金収入80万円以下など)の場合

◆申請について

支給の対象となる方には、医療保険者より申請のお知らせをする予定ですので、しばらくお待ちください。(被用者保険の方は各事業所または医療保険者へお問い合わせください。)

介護保険料は大切な財源です。納付期限にお納めを(一一安心で便利な口座振替を!~)

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43—2116(直通)佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55—3112(直通)